

# 扶養の資格基準

健康保険では被保険者のみならず、被扶養者に対しても、病気に罹ったりけがをしたときや亡くなられたとき、または、出産したときに保険給付が行われます。被扶養者と認められるための基準についてご説明します。

## 被扶養者の要件

- 1 被保険者の直系尊属、配偶者（戸籍上婚姻の届け出はしていないが事実上婚姻関係にある者を含む）、子、孫、弟妹で「主として被保険者に生計を維持されている」者。なお、現行、兄弟は同一の世帯に属することが要件となっていますが、平成28年10月1日からは同一世帯に属する要件がなくなります。
- 2 被保険者と「同一の世帯」で主として被保険者の収入により生計を維持されている者。

- ① 被保険者の三親等以内の親族（1に該当する以外の者）
  - ② 被保険者の配偶者で、戸籍上婚姻の届け出はしていないが事実上婚姻関係にある者の父母及び子
  - ③ ②の配偶者が亡くなった後における父母及び子
- ※1 「主として被保険者に生計を維持されている」とは、被保険者の収入によりその者の暮らしが成り立っていることで、必ずしも被保険者と同一の世帯でなくても構わない。
- ※2 「同一の世帯」とは、同居をして家計を共にしている状態のこと。

## ワンポイント

75歳以上の者（または65歳以上で一定の障害認定を受けた者）は、後期高齢者医療制度に加入となり、現在の資格は喪失します。また、被保険者が後期高齢者医療制度に該当した場合の被扶養者は同時に資格を喪失することとなり、国民健康保険等に加入することになります。

## 生計維持の基準

「主として被保険者により生計を維持されている」状態とは、以下の基準が目安となります。

- 1 被保険者と同一の世帯に属している場合  
年間収入が130万円未満（60歳以上または概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満であること。
- 2 被保険者と同一の世帯に属していない場合

年間収入が130万円未満（60歳以上または概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者からの援助額より年間収入が少ないこと。



## Q & A

**Q** 昨年、妻が遺産相続により、収入の限度額を超えてしまいました。削除の手続きをしなければいけないでしょうか？

**A** 一時所得（遺産・不動産売却収入など）については収入の目安に含んでいませんので、削除の手続きは不要です。なお、駐車場や不動産物件を相続し、賃貸料等の継続する収入が限度額を超えた場合は、被扶養者（異動）届の提出により、被扶養者からの削除手続きを行ってください。その際、削除日は収入額が超過した月の翌月1日付となります。

**Q** この度、家の増築工事をするため、妻の母と別居することになりました。工事終了後はまた同居します。この場合、削除の手続きは必要でしょうか？

**A** 妻の母は同居要件ですが、このような場合は一時的に別居したにすぎず、近い将来同居することが決まっている場合、そのまま被扶養者として差し支えありません。